

奨励賞実施要綱

若手奨励賞について

MRS-J 奨励賞の選考要綱

1. 選考委員会 委員長＝節原裕一（大阪大学）
2. 選考委員の推薦依頼
 - 1) 各シンポジウムオーガナイザーへ当該分野の選考委員の推薦を依頼する。
 - 2) シンポジウム毎に3名以上の選考委員を推薦していただく。選考委員の数は、口頭講演およびポスター講演の数、専門性等を考慮し、各シンポジウムに委任する。ただし、60分あたり、1人の委員で評価できる講演数は6件（120分で12件）程度が限度であることに留意する。個々の選考委員が、どの講演を評価するかの割り振りは、シンポジウム毎に決める選考委員主査に委任する。なお、選考委員および選考委員主査を主オーガナイザーならびに副オーガナイザーが兼ねることは妨げない。
 - 3) 各オーガナイザーは、あらかじめ各選考委員あてに評価フォーム（講演番号・名前入）、選考規程、細則、当該講演の要旨を送付する。
3. 講演会当日の選考スケジュール（口頭講演、ポスターを含む）
 - 1) 各シンポジウムは、事前に、選考委員主査と合議の上、各選考委員に講演番号と名前が記入済みの評価フォームを送付しておく。評価フォームはあらかじめ事務局より各オーガナイザーへファイル送付する。
 - 2) 各選考委員は規定ならびに細則に従って、シンポジウム毎の発表時間内に評価を行い、シンポジウム終了後、速やかにそのフォームを選考委員主査に報告する。
 - 3) 選考委員主査は、シンポジウム終了後、所定期間内に、インターネットの集計フォーム（以下、WEBシステムと称する）により、以下の事項を選考委員会委員長に報告する。
選考委員主査がWEBシステムにより選考委員会委員長に報告する事項：選考委員の氏名（3名以上）、審査を行った講演の総数、各選考委員の評価結果、推薦順を付した受賞候補者リスト（必要に応じて選考理由を付すこと）。
 - 4) 選考委員会委員長は、上記3)の報告結果をもとに、受賞者を最終的に判断する。
4. 選考結果の発表と表彰
 - 1) 受賞者の名前・所属を「日本MRSニュース」に公示する。
 - 2) 表彰方法：賞状等にタイトルと名前を記入の上、選考規定とともに本人に郵送する。

奨励賞規定

1. 本規定は、日本MRS（以下、本会）が若手研究者に対して行う表彰に関して定めたものである。
2. 本表彰は、本会が定期的に開催する年次大会で優秀な発表（口頭発表あるいはポスター発表）をした若手研究者個人に「奨励賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。
3. 表彰対象は、本会が定期的に開催する年次大会で口頭発表あるいはポスター発表した若手研究者であり、以下の全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 論文の登録発表者、(2) 実際に発表した者、(3) 講演申込時に奨励賞への申込をした者
4. 若手研究者については、以下のように区分し、区分毎に表彰者を決定する。ただし、学生に関しては年齢を問わない。
 - (1) 学部学生、(2) 大学院修士課程（博士前期課程）の学生、(3) 大学院博士課程（博士後期課程）の学生、(4) 発表年の12月31日の時点で40歳未満の一般の研究者
5. 奨励賞選考委員会は、各シンポジウム毎に表彰候補者の数の10%程度を受賞候補者として選び、理事会に推薦する。
6. 理事会は、奨励賞選考委員会の結果を審議し、受賞者を決定する。
7. 受賞者には会長名の賞状を授与し、受賞者名を「日本MRSニュース」に公示する。
8. 本規定は、理事会の承認を経て改定することができる。
9. 本賞の英文名称は次の通りとし、受賞日は当該年次大会の最終日とする。
Award for Encouragement of Research in Materials Science;

奨励賞選考細則

1. 奨励賞選考委員会

- 1) 奨励賞選考委員会は、本会の年次大会を構成する各シンポジウムのオーガナイザーから推薦された選考委員（各シンポジウム毎に3名以上）と、理事会から推薦された委員長ならびに副委員長各1名から構成される。
- 2) 選考委員の推薦方法は各シンポジウムオーガナイザーに委任する。ただし、選考委員は当該分野に見識のある研究者とする。選考委員会は、推薦リストをもとに選考委員を委嘱する。
- 3) 個々の選考委員が、どの講演を評価するかの割り振りは、シンポジウム毎に決める選考委員主査に委任する。
- 4) 選考委員は、奨励賞規定ならびに本細則に従って、当該シンポジウムで発表された表彰候補発表（口頭発表あるいはポスター発表）について評価を行い、シンポジウム終了後、速やかに評価結果を選考委員主査に報告する。
- 5) 選考委員主査は、シンポジウム終了後、所定期間内に、インターネットの集計フォーム（以下、WEBシステムと称する）により、下記の4. 選考手順に定められた所定の事項を選考委員会委員長に報告する。
- 6) 選考委員会委員長は評価結果をとりまとめ、理事会に報告する。

2. 受賞者の数

奨励賞選考委員会は、各シンポジウム毎に表彰候補者の数の10%程度を受賞者候補者として選び、理事会に推薦する。

3. 評価項目：以下の5つの項目について評価する

- 1) 理解度：内容を十分に理解しているか？ 質疑応答が適切になされているか？
- 2) 発表あるいは説明の態度：聴講者に内容を的確に説明しているか？
- 3) 発表あるいはポスターの構成・表現：見やすいか？ よく整理されているか？
- 4) 研究内容：十分に考察されているか？
- 5) 総合：総合的に見て、優秀な発表であるか？

上記の項目について、

選考委員毎に4段階で絶対評価(4:非常に優れる、3:優れる、2:普通、1:努力を要する)する。

4. 選考手順

- 1) 各シンポジウム毎に選考委員の中から選考委員主査を選出する。
- 2) 専門性に配慮し、1つの表彰対象論文に対し、選考委員（3名以上）を選定する。
- 3) 選考委員が共著の論文は、当該委員は評価できない。その場合、専門性を考慮し、やむをえず代替の選考委員が充当できない場合は、他2名の選考委員の評価平均点を評価点として加算する。
- 4) 3名以上の委員の評定の合計点等をもとに、各シンポジウム毎に受賞候補者の推薦順位を決定し、主査はWEBシステムを用いて選考委員会委員長に報告する。その際、所定の事項【選考委員の氏名（3名以上）、審査を行った講演の総数、各選考委員の評価結果、推薦順を付した受賞候補者リスト（必要に応じて選考理由を付すこと）】を、WEBシステムを用いて選考委員会委員長に報告する。

5. 理事会での審議

理事会は選考委員会に審議を委任することができる。

6. 受賞者の掲示、表彰などについては原則として以下の通りとする。

- 1) 受賞者を、年次大会終了後概ね1ヶ月以内に決定し、本人に通知すると同時に「日本MR Sニュース」などに公示する。
- 2) 賞の授与は郵送により行う。ただし、この項は本会の学術講演会の運営日程に従い、予告なく変更することができる。

7. 本細則は理事会の承認を経て改定することができる。